
今月のテーマ 貸倒引当金の税務上の取り扱いについて

一定の理由により回収不能となった貸付金や売掛金などの処理についてはNo.80でご紹介しました。今回は、会社や個人が有する回収不能の状態に至らない状況の債権について繰り入れが認められている貸倒引当金についてご紹介いたします。

1. 貸倒引当金の繰入れが税務上認められる対象者

- 法人の場合・・・期末資本金が1億円以下の普通法人(資本金が5億円以上の法人の100%子会社などの一定の法人は除かれます。)や公益法人、一定の銀行・保険会社などが対象となります。
- 個人の場合・・・下記2の貸倒引当金は、不動産所得・事業所得又は山林所得を生ずべき事業を営む事業者が対象となり、下記3の貸倒引当金は、青色申告を選択した事業所得を生ずべき事業を営む事業者が対象となります。

2. 個別評価金銭債権に係る貸倒引当金

特定の事由の発生に基づく貸倒れによる損失が見込まれる売掛金や貸付金その他の金銭債権(個別評価金銭債権)については、金銭債権の相手先ごとに発生した事由に応じた繰入限度額を算定します。以下の特定の事由が発生していれば、法人・個人を問わず繰入限度額に達するまで貸倒引当金を設定することができます。法人の場合、繰り入れた金額は当期の損金(費用)となり、翌期に同額を益金(収益)に計上することになります。個人の場合は、法人の場合と同様に繰り入れた金額がその年の必要経費となり、その同額が翌年の収入に計上することになります。

特定の事由	繰入限度額
更生計画等認可の決定による弁済の猶予又は賦払いによる弁済	対象金銭債権－5年以内弁済予定金額－担保の処分等による取立見込額
債務超過の状態が相当期間継続し、かつ事業に好転の見通しが無い等により取立の見込が無い	対象金銭債権－担保の処分等による取立見込額
更生手続開始等の申立てや手形交換所の取引停止処分	(対象金銭債権－実質的に債権とみられない金額－担保の処分等による取立見込額)×50%

3. 一括評価金銭債権に係る貸倒引当金

個別評価金銭債権に該当しない金銭債権で貸倒れによる損失が見込まれるもの(一括評価金銭債権)に対しても、貸倒引当金の設定が認められています。

(1) 法人の場合

貸倒れによる損失の見込額として、期末において有する金銭債権に一定の繰入率を適用して繰入限度額を算定します。繰入率には過去3年間の貸倒損失発生額に基づき算出した実績繰入率と、中小法人等に認められた法定繰入率があります。法定繰入率は下図のように業種ごとに定められています。中小法人等は実績繰入率と法定繰入率の両方を適用して有利な限度額を選択することができます。

業種	卸売業 小売業	製造業	金融業 保険業	割賦販売 小売業	その他
繰入率	10/1,000	8/1,000	3/1,000	13/1,000	6/1,000

(2) 個人の場合

一括評価金銭債権に係る貸倒引当金については、年末に有する貸金(金銭債権)に対して金融業以外を営む場合は55/1,000を、金融業を営む場合は33/1,000の繰入率を適用して繰入限度額を算定します。

【具体例】卸売業を営む中小法人であるA社の当期末の債権内訳は、売掛金が2,000、貸付金が1,000である。なお売掛金のうち500の相手先は債務超過の状態が相当期間継続し、事業好転の見通しが無いため、個別評価による貸倒引当金を設定する。またA社は過去3年間に貸倒損失の計上はなく、貸倒実績率はゼロであり、実質的に債権とみられない金額は考慮しないものとする。

<繰入限度額の計算>

- ①個別評価による繰入・・・500
- ②一括評価による繰入・・・{(2,000-500)+1,000}×10/1,000=25
- ③当期繰入限度額・・・500+25=525